



各 位

平成 21 年 7 月 29 日

株式会社 LDH

### 新たな和解による訴訟の解決に関するお知らせ

株式会社 LDH（本社：港区赤坂、代表取締役社長：石坂弘紀：以下「当社」）が、個人投資家 1 名（以下「原告」）より、平成 20 年 12 月 9 日付けで提起されていた訴訟について、本日、裁判上の和解が成立いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社の株式を取得した原告が、当社の有価証券報告書の虚偽記載等により損害を被ったとして、民法第 709 条等に基づき、当社に対して、株式の取得費用の全額となる 1 億 1886 万円の損害賠償およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴訟を、平成 20 年 12 月 9 日付けで東京地方裁判所に提起し、同裁判所において係争しておりました。

そして、この度、平成 21 年 7 月 29 日付けで裁判上の和解が成立いたしました。当社が和解に応じることとした主な理由は、1) 原告側と合意に至った和解案は、当社の主張の多くを採用し原告らの請求を大幅に減額した金額の支払を内容とするものであること、2) 支払い条件の 1 株当たり 200 円の損害額は、最近、当社が合意による訴訟の解決を図った 2 件の一般投資家訴訟の賠償金額と同条件であること、3) このまま訴訟が継続した場合の訴訟費用の負担や訴訟結果の不確実性等を総合的に考慮した結果、現時点においては和解に応じ、早期解決を図ることが最良の選択であると判断したこと、の 3 点です。

#### 2. 和解の主な内容

当社は、原告に対し、総額金 4800 万円（1 株当たり損害額 200 円）を、平成 21 年 8 月 4 日までに支払い、原告との一切の紛争を解決いたします。

なお、訴訟費用は各自の負担といたします。

### 3. 今後について

1) 当社は、平成 20 年 8 月 11 日に旧経営陣らの当社に対する民事責任に対して 35 億 2330 万 3120 円の損害賠償請求訴訟を提起し、平成 21 年 2 月 10 日の 310 億 5442 万 8000 円の請求拡張を経て、現在合計 345 億 7773 万 1120 円の請求を行っておりますが、本件和解に基づく支払額を損害賠償請求の対象に加えることを目的として、適切な時機に被告らへの請求を拡張する方針です。

2) 本件和解は、一般投資家訴訟における、7 月 8 日の法人 1 社・個人 1 名、7 月 23 日の法人 4 社・個人 377 名との合意による訴訟解決に続く、3 件目の訴訟の解決となります。

3) 当社では、こうした一連の訴訟解決の動きにより、既に解決した上記以外の当社に対する一般・機関投資家からの複数の損害賠償請求訴訟に関しても、早期解決の可能性が高まることを期待しています。

今後も、残りの投資家訴訟については、引き続き法廷の場において当社の主張を訴えてまいります。同時に、適宜、合理的な内容での和解による訴訟解決も検討していく所存です。

以上

**－本件に関するお問合せ先－**  
**株式会社 LDH**  
**広報・IR グループ**  
**電話：03－5155－1011(直通)**